

議会議案第一号

石川県スポーツ推進条例について

地方自治法第百十二条及び石川県議会議規則第十五条の規定により、右の議案を別紙のとおり提出します。

平成二十九年六月二十九日

石川県議会議長 米澤賢司 殿

提出者

議	議	議	議	議	議	議	議	議
員	員	員	員	員	員	員	員	員
谷	吉	田	横	安	徳	宮	本	吉
内	田	中	山	居	野	下	吉	崎
律		敬	隆	知	光	正	淨	吉
夫	修	人	也	世	春	博	与	規

石川県スポーツ推進条例

(目的)

第一条 この条例は、スポーツが健康の保持増進、子どもの健全な育成、地域社会の活性化、産業の振興等に資することに鑑み、スポーツの推進に関する基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及びスポーツ団体の役割を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の心身の健全な発達及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツに関する施策は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- 一 スポーツを通じて県民の心身の健康及び体力の保持増進が図られるとともに、スポーツを行う者の安全の確保に必要な配慮が行われること。
- 二 全ての県民が生涯にわたってあらゆる機会とあらゆる場所において、その適性、関心等に応じて、自主的かつ主体的にスポーツに親しむことができ、その価値及び意義を実感できること。
- 三 スポーツを通じて、子ども（十八歳未満の者をいう。以下同じ。）の心身の成長の過程における体力及び運動能力の向上が図られるとともに、社会性、規範意識、フェアプレーの精神等を養い、豊かな人間性を育むものであること。
- 四 障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配慮及び支援が行われること。
- 五 県内に活動の拠点を置き、又は現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手（以下「県のスポーツ選手」という。）の育成、指導者の確保及び養成等によりスポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上が図られること。

六 県民が身近にスポーツに親しむとともに、スポーツ活動（スポーツを行い、観覧し、県のスポーツ選手及び県内に活動の拠点を置くスポーツチームを応援し、並びにスポーツに対し幅広く支援を行うことをいう。以下同じ。）の充実が図られるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備その他の環境の整備が行われること。

七 地域の特性を活かしたスポーツを通じて、県民がその居住する地域において、全ての世代の人々の交流が促進されるとともに、当該地域以外の地域との交流が促進されることにより、地域社会の活性化及び産業の振興が図られること。

八 スポーツ活動に参加する気運が醸成され、県民の一体感が高められること。

（県の責務）

第三条 県は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、市町及びスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体（以下「スポーツ団体」という。）が行うスポーツの推進に関する取組並びに県民及び県内において事業活動を行う者（スポーツ団体を除く。以下「事業者」という。）が行うスポーツ活動に対し、助言、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

（県民及び事業者の役割）

第四条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、スポーツが持つ県民生活及び地域社会における意義についての理解を深め、スポーツの推進に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるとともに、地域におけるスポーツの発展に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（スポーツ団体の役割）

第五条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、スポーツの普及及び競技水準の向上に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(相互の連携)

第六条 県、県民、市町、スポーツ団体及び事業者は、スポーツの推進を図るため、相互の連携に努めるものとする。

(推進計画)

第七条 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号。以下「法」という。)第十条第一項に規定する地方スポーツ推進計画(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、推進計画を策定しようとするときは、県民の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 知事は、推進計画の実施状況を議会に報告するとともに、これを公表するものとする。
(県民参加の促進)

第八条 県は、市町、スポーツ団体及び事業者と連携し、スポーツに対する県民の関心と理解を深め、年間を通じて県民のスポーツ活動への参加を促進するよう努めるものとする。

2 県は、スポーツの推進を図るため、県民がスポーツ活動に参加する気運が醸成され、県民の一体感が高められるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、県民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブをはじめとする地域スポーツクラブ(地域において県民が自主的かつ主体的に運営するスポーツ団体をいう。)を育成し、及び支援するなど地域におけるスポーツ活動の推進に努めるとともに、法第二十四条に規

定するスポーツ・レクリエーション活動を普及するなど県民が気軽にスポーツ活動を行う環境の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（健康の保持増進）

第九条 県は、県民のスポーツ活動を通じた健康の保持増進を推進するため、市町、スポーツ団体及び事業者と連携し、スポーツ活動に関する適切な情報の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（生涯にわたるスポーツ活動の推進）

第十条 県は、全ての県民が、生涯にわたって、年齢、性別を問わず、体力、技術、興味、目的等に応じて、スポーツ活動に参加することができるよう、市町、スポーツ団体及び事業者と連携して、その機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（女性のスポーツ活動の充実）

第十一条 県は、女性のスポーツ活動を推進するため、市町、スポーツ団体及び事業者と連携して、女性がスポーツ活動に参加しやすい環境の整備、スポーツ活動に参加する機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、女性のスポーツ選手の身体的特性に鑑み、医学的な知識が普及されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（子どものスポーツ活動の充実）

第十二条 県は、子どものスポーツ活動を推進するため、学校、スポーツ団体、家庭及び地域住民と連携して、子どもがスポーツに参加しやすい環境の整備、スポーツ活動に参加する機会の提供その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（学校におけるスポーツ活動の充実）

第十三条 県は、学校における体育、運動部活動等のスポーツ活動の推進を図るため、スポーツに関

する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者の活用その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、学校における体育、運動部活動等が全ての地域において等しく行われるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、第一項の施策を講ずるに当たっては、学校の施設内における活動に加え、学校の施設以外の場所における活動においても事故防止その他安全の確保が図られるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害者のスポーツ活動の推進)

第十四条 県は、障害者のスポーツ活動を推進するため、市町、スポーツ団体及び事業者と連携して、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動に参加する機会の提供、安全の確保その他の環境の整備並びに障害者のスポーツに関する普及啓発その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上)

第十五条 県は、県のスポーツ選手がオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会又は国民体育大会その他の全国的な規模のスポーツの競技会(以下「競技会」という。)において優秀な成績を収めることができるようにするため、県のスポーツ選手及びその指導者の計画的な育成、事業者が行うスポーツに対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、次代を担うスポーツ選手の発掘及び育成を図るため、スポーツ団体及び学校と連携して、子どもの発達段階に応じた育成のための環境の整備その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手の心身の健康の保持、スポーツによる事故の防止その他安全の確保を図るため、医学、生理学、心理学等のスポーツに関する諸科学の活用促進、ドーピングの防止等必要な

施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第十六条 県は、優秀な成績を収めた県のスポーツ選手及びその指導者等が、その有する能力を幅広く地域社会に生かし、並びに、その技術及び経験を県内のスポーツ選手に還元することにより、次代のスポーツ選手を育成する体制の構築に努めるものとする。

(施設の整備等)

第十七条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、市町と協力して、スポーツ施設の整備及びその有効な活用について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、安全の確保及び障害者等の利便性の向上に配慮するよう努めるとともに、必要に応じて、法第二条第六項に規定する国際競技大会の開催が可能なスポーツ施設の整備に努めるものとする。

3 県は、県が設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を県民のスポーツ活動の場として有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化)

第十八条 県は、スポーツを通じて地域における交流人口の拡大を促進し、地域の活性化を図るため、地域の特性に応じた取組への支援、県のスポーツ選手等と県民との交流、スポーツイベントの開催、競技会及び合宿の誘致その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツに関連する地域産業の振興など地域経済を活性化するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十九条 県は、スポーツで顕著な成果を収めた者及びスポーツの推進に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十条 県は、スポーツに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に策定されている県のスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画は、第七条第一項の規定により策定された推進計画とみなす。